

ID: 943

担当部署: 健康福祉部 地域福祉課

処分の概要	特別障害者手当の支払の調整		
法令名 根拠条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第26条の5		
法令番号	昭和39年法律第134号		
【基準】 法第26条の5において準用する法第16条において準用する児童扶養手当法第31条の規定による。 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第16条 (児童扶養手当法の準用) 第16条 児童扶養手当法第5条の2第1項及び第3項、第8条、第22条から第25条まで並びに第31条の規定は、手当について準用する。この場合において、同法第5条の2第1項中「基本額」とあるのは「特別児童扶養手当の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「第1項」と、同法第8条第1項中「監護等児童があるに至った場合」とあるのは「監護し若しくは養育する障害児があるに至った場合又はその監護し若しくは養育する障害児の障害の程度が増進した場合」と、同条第3項中「監護等児童の数が減じ」とあるのは「その監護し若しくは養育する障害児の数が減じ、又はその障害児の障害の程度が低下し」と、「その減じ」とあるのは「その減じ、又は低下し」と、同法第23条第1項中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、同法第31条中「第12条第2項」とあるのは「特別児童扶養手当等の支給に関する法律第9条第2項」と、「金額の全部又は一部」とあるのは「金額」と読み替えるものとする。 児童扶養手当法第31条 (手当の支払の調整) 第31条 手当を支給すべきでないにもかかわらず、手当の支給としての支払が行なわれたときは、その支払われた手当は、その後に支払うべき手当の内払とみなすことができる。第12条第2項の規定によりすでに支給を受けた手当に相当する金額の全部又は一部を返還すべき場合におけるその返還すべき金額及び手当の額を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の手当が支払われた場合における当該手当の当該減額すべきであつた部分についても、同様とする。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日